

計画の実効性を確保する方策について

○ 「社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項」

社会資本整備重点計画法(抄)

第四条 (略)

2 (略)

3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一、二(略)

三 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項

4～8 (略)

第1次計画(H15年度～H19年度)

- 1 事業評価の厳格な実施
- 2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化
- 3 地域住民等の理解と協力の確保
- 4 事業相互間の連携の確保
- 5 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携
- 6 公共工事の入札及び契約の適正化
- 7 民間資金・能力の活用
- 8 社会資本整備における新たな国と地方の関係の構築

現行計画(H20年度～H24年度)

- (1) 社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進と有効活用
 - ① 戦略的な維持管理・更新の推進
 - ② ICT等を活用した社会資本の高度化
- (2) 社会資本整備事業の効率性の向上
 - ① 公共事業評価の厳格な実施
 - ② 公共事業コスト構造改善の推進
 - ③ 事業間連携の推進
- (3) 公共調達改革と新しい建設生産システムの構築
 - ① 公共調達改革
 - ② 新しい建設生産システムの構築
- (4) 社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公平性の確保
- (5) 価値の高い社会資本整備に向けた技術開発の推進
- (6) 民間能力・資金の活用
- (7) 国と地方の適切な役割分担による社会資本の整備

中間とりまとめ「3-3 計画の実効性を確保する方策」では、以下の事項について検討することとされている。

① 審議会による評価

社会資本整備審議会・交通政策審議会（計画部会）は、重点計画で掲げた目標等の達成状況、事業・施策の実施状況について定期的に報告を受け、必要に応じ改善等に係る提言を行う。

② 広域ブロックごとの社会資本整備方針の策定

新たな政策目標のもとに国土基盤を戦略的に整備するため、国は、重点計画で広域ブロックごとの社会資本整備に関する基本的方向を明らかにし、それに基づき、ブロックごとの社会資本整備事業の効率的かつ効果的な実施に関する方針を策定する。

③ 地域の取組を反映させる方策

地方公共団体は（他の地方公共団体や地域の民間事業者・経済団体等と連携することも含め）、地域における内発的な取り組みにより目指す方向と、必要な社会資本整備事業等を盛り込んだ地域計画を国に対して提案することができることとするについて検討する。この場合、国が提案主体と調整の上、計画に同意した場合は、国及び関係地方公共団体は、当該計画を踏まえ、社会資本整備事業等を実施するよう努めることとするについて検討する。

④ 必要な方策等を計画で明示

PPP/PFIの活用、人材育成、技術開発等、今後社会資本整備を進めるにあたって必要な方策について計画で明示する。（→次頁）

○ 中間とりまとめ「3-3-④ 必要な方策」に盛り込むべき事項の案は以下のとおり。

1 官民連携による社会資本整備の推進

- ・ PFI/PPP活用を推進するための環境整備
- ・ 民間提案の活用を推進する仕組みの整備
- ・ PFI/PPP活用状況のモニタリング

2 多様な効果を勘案した公共事業評価の実施

- ・ 貨幣換算化が困難な定量的・定性的な効果項目をも含めた総合的な評価
- ・ 計画段階評価、新規事業採択時評価、再評価、事後評価による公共事業の効率性、実施過程の透明性向上

3 社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公正性の確保

4 公共工事の入札及び契約の適正化の推進

- ・ 公正な競争の促進（地域維持型契約方式の導入、一般競争入札及び総合評価落札方式の適切な活用等）
- ・ 透明性の確保・不正行為の排除（予定価格等の事後公表の推進）、適正な施工の確保（ダンピング対策強化）

5 社会資本整備の担い手である建設産業の再生や人材の確保

6 効果的・効率的な社会資本整備のための技術研究開発の推進

- ・ 目指すべき社会を実現するための技術研究開発の明示
- ・ 技術研究開発を推進するための仕組みの構築

7 情報通信技術等を活用した社会資本整備事業の効率性の向上

- ・ 情報化施工による生産性、情報通信技術等の活用による監督・検査の効率化
- ・ 地理空間情報の効率的・効果的な共有化の推進